

木造住宅耐震改修工事費補助金（関市建築物等耐震化促進事業） 代理受領制度のご案内

代理受領とは

木造住宅耐震改修工事（関市建築物等耐震化促進事業）に係る工事を行った者が補助金の交付対象者から委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

補助金の交付対象者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担を軽減することができます。

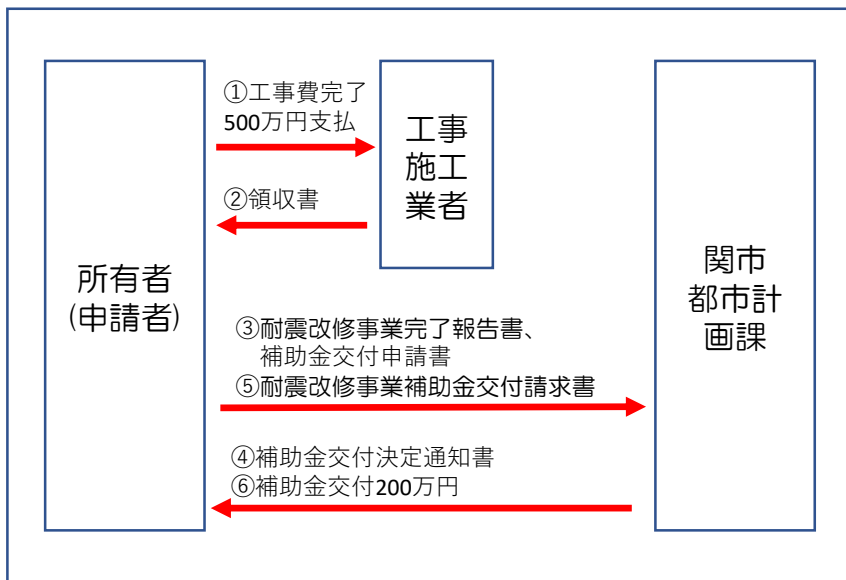
※事前に関市都市計画課に必ずご相談ください。

代理受領ができる補助

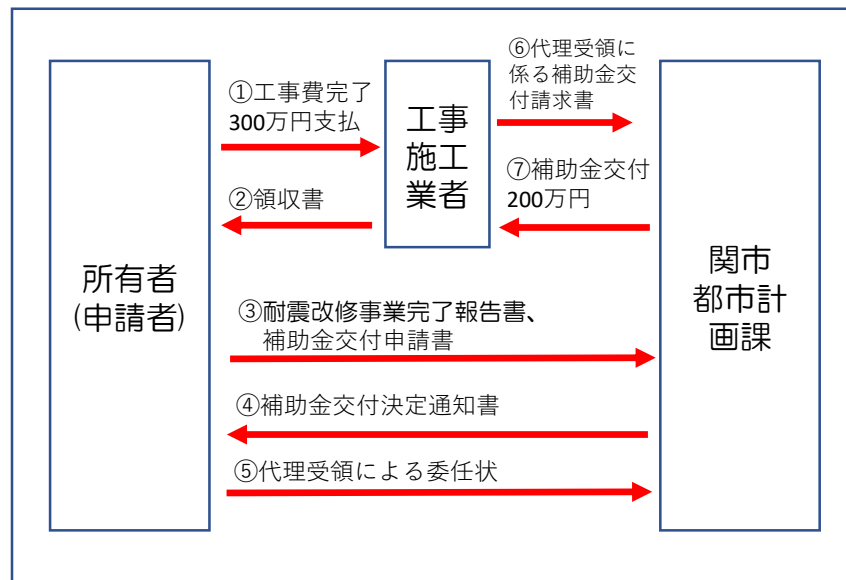
- ・木造住宅耐震改修工事費補助

（例）工事費 500 万円、補助金額 200 万円の場合（工事完了後の補助金支払時の概略イメージ）

通常



代理受領



耐震改修工事補助金事業で代理受領制度を利用した場合の流れ

(耐震改修工事業費500万円、補助金200万円の場合)

